

## 訓 令

### 埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二人事委員会事務全般に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4中「及び」を「、」に改める。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る審査請求等に関する事務の項事務局長専決事項の欄5中「第五十一条」を「第七十七条」にし、「第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する主務大臣の権限に属する」を「第五十九条に規定する個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する」に改め、同欄6を削る。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長専決事項の欄27中「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄中7を削り、8を7とし、9を8とし、同欄10中「派遣条例」の下に「及び公益的法人等への職員 の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）」を加え、同欄10を同欄9とし、同欄11中「第四十一条第二項」を「第四十一条の二」に改め、同欄中11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を削り、15を13とし、16から18までを14から16までとし、同欄19中「。以下「単身赴任手当規則」という。」を削り、同欄19を同欄17とし、同欄20中「震動」を「振動」に改め、同欄20を同欄18とし、同欄21中「蓄ふん」を「畜ふん」に改め、同欄中21を19とし、22から27までを20から25までとし、同欄28中「特殊勤務手当実績簿」を「特殊勤務実績簿」に改め、同欄中28を26とし、29から35までを27から33までとし、同欄36中「第三条第五項」を「第三条第七項」に改め、同欄中36を34とし、37から40までを35から38までとする。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4、12及び19中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改

め、同項事務局長専決事項の欄3、8及び28中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改める。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄1中「同条同項」を「同項」に、「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者又は教育長の職にある」を「職務の級が初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改め、同欄2中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改め、同項事務局長専決事項の欄1中「同条同項」を「同項」に、「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者及び教育長の職にある」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改め、同欄2中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改める。

別表第四の課長専決事項の欄27中「第二十四条」を「情報公開条例第二十五条」に改める。

別表第四の任用審査課長専決事項の欄5中「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の」を「職務の級が初任給規則第十条第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。